

第25期第7回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年2月9日(金)午前10時から午前11時まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁  
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、  
橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計16名
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 案 (1)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定  
について (第1号)  
(2)相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第2～11号)  
(3)生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について  
(第12号)
- 6 報 告 (1)生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(2)農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。これより第25期第7回練馬区農業委員会総会を開催します。よろしくお祈いします。

事務局 ただいまの出席委員数は16名、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は保戸塚武彦委員と宮部光夫委員にお願いします。  
それでは、議案の審議に入ります。  
総会資料の2ページをお開きください。

議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。令和6年1月5日に標記の申請があり、下記の通り、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。申請内容が同項に掲げる要件に該当することを確認したので証明する。

【申請者、土地所有者、申請地の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 酒井利博委員から報告をお願いします。

酒井利博委員 1月18日事務局1名と調査に行ってきました。こちらは体験農園が113区画あり、現在は1区画が空きとのこと。年間を通して約40種類の野菜を作付けし、本人とボランティア1名で運営しています。境界は全て確認できました。その他問題ないと判断しました。よろしくお祈いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに16ページです。

議案第2号および第3号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月15日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 荘埜晃一委員から報告をお願いします。

荘埜晃一委員 1月15日に、事務局1名と調査に行ってきました。議案2号

(1)(2)の畑はブルーベリー摘み取り農園で、収穫時期にお客様に摘み取りを楽しんでいただいているとのこと。境界は全て確認できました。議案3号(1)の畑は露地栽培でトレビスやハクサイ、ダイコン等が作付けされ、(2)の畑はアレッタやビーツ、ニンジン等が作付けされていました。(3)(4)の畑にはハウスが1棟あり、ハウス内は何も作付けされていませんでしたが、夏にはトマト、秋冬にはキュウリを作付けされ、現在は綺麗にされていました。露地ではナスやパッションフルーツを植えられていたとのこと。販売は庭先自販機、JA直売所、飲食店、仲

卸です。対象地は地続きで境界については全て確認できました。  
よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。

議案第4号、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月15日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 荘埜晃一委員から説明をお願いします。

荘埜晃一委員 1月15日に、事務局1名と調査に行ってきました。こちらの畑は全面ネギが作付けされ、近隣農園の協力を得て管理されています。東側にはキンカンや不知火、ポンカン等の柑橘類が植わってました。販売先は庭先の自販機、和光市役所内の直売所とのこと。境界は全て確認できました。よろしく申し上げます。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

つぎに22ページです。

議案第5号、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月16日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 保戸塚武彦委員から報告をお願いします。

保戸塚武彦委員 1月16日に、事務局1名と調査に行ってきました。こちらではブロッコリーやキャベツ、エシャロット等が作付けされ、ネギやタマネギは終わっていました。ハウス1棟でトマトが作付けされ、販売は知り合いの事務所、近所で直売とのこと。境界は全て確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。

議案第6号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月17日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは田中聖晃委員から報告をお願いします。

田中聖晃委員 1月17日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。こちらの畑はブルーベリー摘み取り農園、ナバナやコマツナ、ネギ等が作付けされていました。販売はブルーベリーは摘み取りで直売、他の野菜は自家消費とのこと。境界は15か所あり、6か所が不明でしたので次回の調査までに明示するようお話ししました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

橋本良子委員 地形が複雑ですが、一筆なのでしょうか。  
また、次回までに境界を明示するとのことでしたが、次回とはいつですか？

事務局 これまでの相続でこのような入り組んだ地形となっています。番地としては一筆です。  
また、次回とは次回調査のある3年後です。

橋本良子委員 ありがとうございます。

尾崎賀一会長 他に質問等ございますか。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは承認とします。

つぎに26ページです。

議案第7号について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月18日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在等について説明】**

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは酒井利博委員から報告をお願いします。

酒井利博委員 1月18日事務局1名と調査に行ってきました。(1)の畑は体験農園20区画、ハウスが4棟、そのうち2棟はロマネスコ、コマツナ等が作付けされ、2棟は準備中でした。一部にカキが植わっています。(2)(3)(4)の畑は体験農園62区画があり、申請者のご家族1名、ボランティア1名とアルバイト2名で運営しているとのこと。販売は庭先販売、JA直売所、仲卸、学校給食。境界については全て確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。

議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月22日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。  
【申請者、特例農地等の所在等について説明】  
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは井口和喜委員から報告をお願いします。

井口和喜委員 1月22日、事務局1名と調査に行ってきました。こちらは西側にブルーベリー、中心部分はシバが作付けされ、ハウスが1棟建っていました。露地栽培でダイコンやネギ等が作付けされていました。販売は庭先販売、夏はブルーベリーの摘み取りとのこと。境界については全て確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に30ページです。

議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月23日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは篠田政巳委員、お願いします。

篠田政巳委員 1月23日に、事務局2名と調査へ行ってきました。こちらは道路に囲まれたブドウ畑で、3名の共同名義となっています。畑は巨峰やシャインマスカット、ナイアガラ等が植わっていました。販売は直売、摘み取り、地方発送とのこと。境界は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。

議案第10号および第11号は、農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第10号および第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和6年1月23日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

なお、両議案とも所有者の持ち分1/4と記載がありますが、農地を相続された際、ご家族での共有となったためです。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは加藤直正委員、お願いします。

加藤直正委員 1月23日に、事務局1名と調査へ行ってきました。こちらの畑は露地栽培でネギやタマネギ、キヌサヤ等が作付けされていました。また、ミカンやカキ、イヨカン等が植わっていました。夏にはヒマワリやグラジオラス等の花卉を予定されているとのこと。販売は自宅前直売、JA直売所。境界については2か所埋まって確認が取れませんでした。自宅境界の杭で問題はないと思います。次回までに仮杭を約束してきました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

荘埜晃一委員 こちらは全ての筆で1/4の権利を有すると判断していいのでしょうか。

事務局 はい。すべての区画において持ち分1/4となっています。分筆はされていません。

橋本良子委員 実際に持主全員が農業経営に参加されているのでしょうか。

事務局 申請者が中心となって農業経営され、高齢のご家族は中心としては考えていないとのお話でした。

橋本良子委員 分かりました。ありがとうございます。

尾崎賀一会長 本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

続きまして36ページです。事務局からお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和5年12月20日に標記の申請があり、下記の通り確認したので証明する。

【申請者、証明対象者、証明対象農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは田中聖晃委員から報告をお願いします。

田中聖晃委員 1月17日に、事務局1名と調査へ行ってきました。まず(1)  
(2)の畑は葉物野菜と野菜の苗の作付けをされ、現在は葉境期で綺麗に整地されていきました。境界については全て確認できました。販売先は生協とのこと。(3)は主にネギを作付けされていましたが、現在は何も作付けされてなく、少し草はありましたが綺麗でした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

次に38ページです。報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」  
練馬区長から農業委員会会長宛、生産緑地の斡旋情報の周知につ  
いて依頼があったため下記の通り報告する。今回は2件です。

【あっせん生産緑地、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたらお願いします。

(発言なし)

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について」で  
す。令和6年1月に届出のあった農地の転用についてのご報告で  
す。

【届出件数、面積等について報告】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは続いて1枚目次第をお願いします。

次は3その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまから何かございますか。

(発言なし)

それでは以上で第7回総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人